平成２５年（フ）第９２４号
東京都調布市富士見町３丁目15番地17　光ハイツ102
債務者　湯沢　正悟
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯島奈津子
4　破産債権の届出期間　平成25年６月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３９８号
東京都町田市木曽東１丁目７番19号
債務者　芳賀　正弘
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　番場　弘文
4　破産債権の届出期間　平成25年７月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月21日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４２号
宮崎県小林市南西方5308番地
債務者　水久保由紀子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂巻　道生
4　破産債権の届出期間　平成25年６月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月31日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第１２４号
宮崎市高岡町花見2074番地
債務者　水流　一男
1　決定年月日時　平成25年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　真大
4　破産債権の届出期間　平成25年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月13日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第９９号
奈良県橿原市川西町76番地　Ａ２棟103号
債務者　河人　長市
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板野　陽一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第６３号
松江市西津田６丁目14番19号
債務者　西村　静香
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高野陽太郎
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
松江地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１３０号
北海道亀田郡七飯町桜町１丁目４番１号
債務者　内海アンヌ
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１５０号
函館市栄町15番６号
債務者　宮倉　フサ
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第６７号
島根県雲南市三刀屋町高窪919番地１、前住所松江市東津田町714番地５
債務者　曽田　大貴
1　決定年月日時　平成25年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８２号
長崎県長崎市柳田町36番地１　はるやまビル302
債務者　山口　智子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９３号
長崎県西彼杵郡時津町元村郷712番地22、旧住所福岡市中央区大濠公園３番24号
債務者　本田由美子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４６９号
さいたま市大宮区土手町１丁目66番地１　ライオンズプラザ大宮第２―607号、旧住所さいたま市大宮区吉敷町１丁目22番地１　902号
債務者　幸地ひとみ
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４９１号
さいたま市岩槻区加倉４丁目30番22号　ウィズコンフォートカクラ３―101号
債務者　藤木　博子
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７９号
千葉県富里市久能748番地39
債務者　大木　栄子（旧姓東郷）
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第８６号
千葉県成田市三里塚170番地　スマイル成田
債務者　柳井　正剛
成年後見人一般社団法人後見ネット代表者代表理事　大藤　康弘
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第９１号
千葉県成田市土屋838番地７
債務者　那智　望美
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部